

長崎県こども場所推進事業費補助金（体験提供）実施要綱

（趣旨）

第1条 長崎県こども場所推進事業費補助金（体験提供）（以下「補助金」という。）の交付については、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号。以下「規則」という。）、こども政策局関係補助金等交付要綱（以下「交付要綱」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

（目的・意義）

第2条 本事業は、県内のこどもたちを対象にした地域での体験・交流活動を支援し、こどもたちが参加する機会を増やすことで、本県の将来を担うこどもたちが健やかに成長し、その能力と可能性を高めるとともに、地域でこども・若者を育成する力の向上を図り、将来社会に出て地域で活躍できるこどもの育成を推進することを目的とする。

（補助対象者）

第3条 本事業の補助対象者は、長崎県内に居住・所在する団体、企業等であって、次に該当する者とする。

- （1）継続的に活動している又は今後継続的に活動する2名以上の団体等であること
- （2）暴力団、暴力団員が役員となっている団体等、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体等ではないこと
- （3）長崎県が実施している「ながさきこども場所充実アクション」に登録していること

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号を満たす事業とする。

- （1）こども向け体験・交流活動を実施すること。
- （2）参加対象者は、長崎県内に居住する18歳未満のこどもを主とし、1回の実施につき、18歳未満のこども複数名の利用が見込まれること。
- （3）原則、新規の事業であること。ただし、既存事業を活用して行う場合は、規模の拡大や、新たな内容を盛り込むこと。
- （4）利用者から徴収する利用料は、無料又は材料費などの実費相当額であること。
- （5）アンケート等を実施し事業実施結果の振り返りを行うこと。
- （6）安全に十分配慮すること。
- （7）一過性に終わらず継続的な地域活動を目指すこと。
- （8）提出する活動写真は県の広報等でも活用予定であるため、参加者には事前に撮影・掲載許可を得ていること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 営利を目的とした事業
- (2) 政治的活動・宗教的活動
- (3) 国、県、市町、市町等の外郭団体からの助成等と重複する事業

(補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に定める経費とする。

- (1) 人件費（謝金等） ※組織運営に係るものを除く
- (2) 旅費
- (3) 消耗品費
- (4) 印刷費
- (5) 広告費
- (6) 通信、運搬費
- (7) 保険料
- (8) 委託費（事業全体の3割以内）
- (9) 使用料、賃借料
- (10) その他、事業実施に必要な経費と認められるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に定める経費は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 記念品代やお土産代等の交際費
- (2) 接待や交流会などの飲食費（※参加者に対する軽微な飲食費は除く）
- (3) 組織運営のための管理費及び備品購入費
- (4) 組織運営のための実施団体の構成員の人件費
- (5) 領収書等金額が確認できるものが残っていない経費
- (6) その他、補助対象経費として不適切と判断されるもの

(補助金の額及び補助率)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の合計額とし、予算の範囲内で交付する。ただし、1団体あたり200,000円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金を申請しようとする者は、規則第4条の規定に基づき、補助金交付申請書（様式第1号）により申請を行うものとする。

2 規則第4条の規定による交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。提出期限は、別途定める。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 団体の活動内容が分かる資料（チラシ等）※任意

（補助金の交付決定）

第8条 知事は、前条の申請があったときは、その内容を審査のうえ、適当と認める時は補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（申請の取下げのできる期限）

第9条 規則第8条第1項に規定する申請の取下げをすることができる期日は、補助金の交付決定の通知を受けた日から15日を経過した日とする。

（補助事業の変更）

第10条 規則第11条第2項第1号の軽微な変更は次のとおりとする。

- (1) 補助目的の達成に何ら支障がないと認められる経費の配分の変更
- (2) 事業等の内容（参加人数、参加方法、期間、時間数等）の変更であって、事業計画書に照らして事業目的の達成に変わりがないもの

2 規則第11条第2項第1号に基づく知事への申請は、長崎県こども場所推進事業費補助金（体験提供）に係る変更交付申請書（様式第5号）によるものとし、補助金額に変更が生じる場合は事業計画書（様式第2号）を添付するほか、第7条第2項に規定する書類のうち内容に変更が生じたものを添付するものとする。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、規則第13条第1項の規定に基づき、知事に対し、事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は当該事業の完了する日の属する年度の翌年度の4月5日のいずれか早い日までに実績報告を行わなければならない。

2 前項の報告時に提出する書類は、次のとおりとする。

- (1) 実績報告書（様式第6号）
- (2) 収支決算書（様式第7号）
- (3) 補助金の使途が確認できる明細一覧・領収書等の写し
- (4) 実施日数及び利用者数がわかる一覧
- (4) アンケート実施結果
- (5) 仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式第8号）

（補助金の交付）

第 12 条 規則第 14 条第 1 項の規定による補助金額の確定通知後、当該補助事業者からの請求書（規則様式第 9 号）に基づき交付する。

附 則

この要綱は、令和 7 年度の予算に係る補助金から適用する。